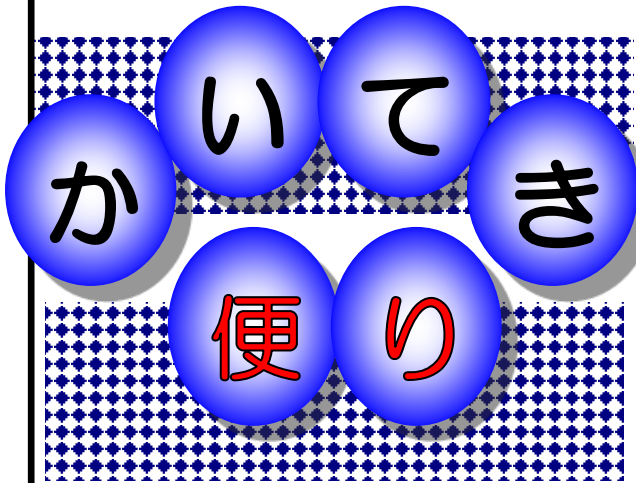


INDEX

- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書の提出について
- ・令和8年度 初任者研修等資格取得支援事業 研修事業者募集のお知らせ
- ・令和8年度 訪問介護採用応援事業 実施事業者募集のお知らせ
- ・令和8年度 介護職員就業促進事業 実施事業者募集のお知らせ
- ・居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修
- ・介護WITH事業所 インタビュー動画(全5本)公開しました！
- ・令和8年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターからのお願い



令和8年4月1日発行第261号

お知らせ

○ **介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書の提出について**

本補助金の申請にあたっては、

【第1回締切】令和8年4月5日(日曜日)

【第2回締切】令和8年4月15日(水曜日)

のいずれかまでに、**介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書**を東京都へ提出する必要があります。

交付(支払い)時期は、

- ・第1回締切までに申請した場合: 令和8年5月下旬頃
- ・第2回締切までに申請した場合: 令和8年6月下旬頃

を予定しています。

※本補助金の**申請および交付は1事業所につき1回限り**となりますので、ご注意ください。

計画書の提出にあたっては、下記ホームページに**計画書様式、提出フォーム、質問フォーム**を掲載しておりますので、内容をご確認のうえ、期限内にご提出ください。

※八王子市内の事業所、区市町村指定の事業所も、東京都が提出先です。

提出物 サービス	賃上げ・職場環境改善支援事業	介護職員等処遇改善加算
	補助金計画書 ※補助金を申請する場合は必須	処遇改善計画書 ※加算取得の場合は必須
居宅サービス(八王子以外)	東京都(介護保険課)	東京都(介護保険課)
施設サービス(八王子以外)	東京都(介護保険課)	東京都(介護保険課)
居宅サービス(八王子)	東京都(介護保険課)	八王子市
施設サービス(八王子)	東京都(介護保険課)	八王子市
地域密着型サービス	東京都(介護保険課)	区市町村
居宅介護支援	東京都(介護保険課)	区市町村
総合事業	東京都(介護保険課)	区市町村

○東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 >

令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業(令和8年度線越分)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kaigo/tinnage/hojo>

二次元コードからアクセスできます



※これまで事業名を「令和8年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」でご案内しておりましたが、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業(令和8年度繰越分)」に変更となりましたので、ご注意ください。

○令和8年度 初任者研修等資格取得支援事業 研修事業者募集のお知らせ

東京都では、介護人材のすそ野拡大を図るため、「初任者研修等資格取得支援事業」を実施します。

本事業は、都内で介護業務への就労を希望する求職者等に対して、無料の介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を開講し、資格の取得を支援するものです。つきましては、対象講座を開講する都内の研修機関(研修事業者)を募集します。たくさんのご応募をお待ちしております。

※本事業の対象に決定した研修機関に、研修修了人数に応じた費用を支払いますので、事業者のご負担はありません。

【公募(応募受付)期間】

令和8年4月1日(水曜日)から4月15日(水曜日)正午まで<<必着>>

【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターのホームページから詳細をご確認の上、お申し込みください。

【東京都福祉人材センター】

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.h>



【東京都福祉局】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/syoninsyakensyu>



【お問合せ先】

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護人材担当 (電話 03-5000-7555)

東京都福祉人材センター (電話 03-5211-2910)

○令和8年度 訪問介護採用応援事業 実施事業者募集のお知らせ

お知らせ

東京都では、介護分野への人材の参入促進と即戦力の確保を図るため、「訪問介護採用応援事業」を実施しています。

本事業は、都内訪問介護事業所等が、訪問介護業務への就労を希望する方を、都内訪問介護事業所等で有期雇用（最大6か月）し、訪問介護業務の現場経験を積ませながら、勤務時間内に介護職員初任者研修等を受講・修了させた場合に、最大6か月の有期雇用契約期間中の賃金や研修受講料等を東京都が負担するものです。（※雇用開始時期が令和8年5月上旬以降の方が対象です。）

本事業を実施する介護事業者の1次募集を令和8年4月1日から4月15日の間に行いますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

【事業概要】

- 訪問介護業務への就労を希望する方を都内の訪問介護事業所で雇用（最大6か月の有期雇用）し、介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用者の資格の有無に応じて、いずれか1つの研修を受講・修了させることが必要です。（無資格者を採用した場合は、「介護職員初任者研修」を、初任者研修等修了者を採用した場合は「実務者研修」を対象期間内に修了する必要があります）
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 本事業の委託先である東京都福祉人材センター（社会福祉法人東京都社会福祉協議会）と介護事業者との間で、業務委託契約を締結して実施するものです。
- 希望する場合は、有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。
- 採用に関する支援として、セミナー動画の配信及び個別相談をいずれも無料にて実施予定ですので、ぜひ御活用ください。

【対象等】

- 対象事業所……都内で介護サービスを提供する介護施設など
 - ※ 訪問介護系サービス以外の介護施設等は、本事業ではなく、「介護職員就業促進事業」をご利用ください。
- 対象者……訪問介護業務への就労を希望する離職者等
- 雇用対象期間…令和8年5月1日から令和9年1月31日までの最大6か月
 - ※公募1次（令和8年4月1日から4月15日に申込・受託決定された）の場合。
 - ※雇用開始日の最終期限は令和8年11月1日ですが、本事業全体（実施事業者1次募集と2次募集で決定した全事業者）で雇用された人数が実施規模（340人）に達した場合は、期限が早まる場合があります。
- 実施規模……340人程度（1事業所あたり3人まで ※）
 - ※「経験者」（介護業務の経験を有する者）は3人のうち、最大1人まで
- 受講対象研修…介護職員初任者研修（無資格者の場合）
実務者研修（初任者研修等修了者の場合）

【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターホームページより、専用の応募登録システムにてお申し込みください。

令和8年5月上旬から10月末頃の介護職員の採用が応募時点で未定でも、雇用の意向や可能性が少しでもある場合は、応募手続き（エントリー）を行ってください。

※ なお、5月下旬から6月中旬までの期間で＜公募二次＞も実施予定ですが、＜公募二次＞は、やむを得ず＜公募一次＞に応募することができない場合を想定した制度であり、雇用開始時期が公募一次よりも後ろ倒しとなり雇用期間を最大6か月間確保できない場合があるため、特段の理由がない場合は、＜公募一次＞での応募を強く推奨します。

【お問合せ先】

○ 本事業は、東京都福祉人材センターに委託して実施します。事業の詳細は、東京都福祉人材センターホームページに掲載しておりますので、応募に当たっては、必ずご確認ください。

<東京都福祉人材センター>

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

電話03-5211-2910(介護人材担当)



<東京都ホームページ>

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/syugyosokushin>

福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 介護職員就業促進事業



○令和8年度 介護職員就業促進事業 実施事業者募集のお知らせ

お知らせ

東京都では、介護分野への人材の参入促進と即戦力の確保を図るため、「**介護職員就業促進事業**」を実施しています。

本事業は、都内介護施設等が、介護業務への就労を希望する方を、都内介護施設等で有期雇用(最大6か月)し、介護業務の現場経験を積みながら、勤務時間内に介護職員初任者研修等を受講・修了させた場合に、**最大6か月の有期雇用契約期間中の賃金や研修受講料等を東京都が支援するものです。**(※雇用開始時期が令和8年5月上旬以降の方が対象です。)

本事業を実施する介護事業者の1次募集を令和8年4月1日から4月15日の間に行いますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

【事業概要】

- 介護業務への就労を希望する方を都内の介護保険施設等で雇用(最大6か月の有期雇用)し、介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用者の資格の有無に応じて、**いずれか1つの研修を受講・修了させる**ことが必要です。(無資格者を採用した場合は、「介護職員初任者研修」を、初任者研修等修了者を採用した場合は「実務者研修」を対象期間内に修了する必要があります)
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 本事業の委託先である東京都福祉人材センター(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)と介護事業者との間で、業務委託契約を締結して実施するものです。
- 希望する場合は、有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。

【対象等】

- 対象事業所……都内で介護サービスを提供する介護施設など
 - ※ **訪問介護系サービス事業所は、本事業ではなく、「訪問介護採用応援事業」**をご利用ください。
- 対象者……介護業務への就労を希望する離職者等
- 雇用対象期間…**令和8年5月1日から令和9年1月31日までの最大6か月**
 - ※**公募1次(令和8年4月1日から4月15日に申込・受託決定された)の場合。**
 - ※雇用開始日の最終期限は令和8年11月1日ですが、本事業全体(実施事業者1次募集と2次募集で決定した全事業者)で雇用された人数が実施規模(800人)に達した場合は、期限が早まる場合があります。
- 実施規模……800人程度(1事業所あたり3人まで ※)
 - ※「経験者」(介護業務の経験を有する者)は3人のうち、最大1人まで
- 受講対象研修…介護職員初任者研修(無資格者の場合)
実務者研修(初任者研修等修了者の場合)

【応募方法】

本事業の委託先である東京都福祉人材センターホームページより、専用の**応募登録システム**にてお申し込みください。

令和8年5月上旬から10月末頃の介護職員の採用が応募時点で未定でも、**雇用の意向や可能性が少しでもある場合は、応募手続き(エントリー)を行ってください。**

※ なお、5月下旬から6月中旬までの期間で<公募二次>も実施予定ですが、<公募二次>は、やむを得ず<公募一次>に応募することができない場合を想定した制度であり、雇用開始時期が公募一次よりも後ろ倒しとなり雇用期間を最大6か月間確保できない場合があるため、特段の理由がない場合は、<公募一次>での応募を強く推奨します。

【お問合せ先】

○ 本事業は、東京都福祉人材センターに委託して実施します。事業の詳細は、東京都福祉人材センターホームページに掲載しておりますので、応募に当たっては、必ずご確認ください。

<東京都福祉人材センター>

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

電話03-5211-2910(介護人材担当)



<東京都ホームページ>

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/syugyosokushin>

福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 介護職員就業促進事業



○居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修

お知らせ

介護支援専門員を確保し、育成するために、居宅介護支援事業所の管理者として求められるマネジメントスキルや人材育成等の知識を習得することを目的とした研修を実施します。

【対象者】

以下①②のいずれかに該当する方

なお、令和6年度及び令和7年度研修の修了者は、令和8年度研修にお申込みいただくことはできません。

①都内の居宅介護支援事業所の管理者

②都内の事業所^(※)で勤務する主任介護支援専門員

(※)地域包括支援センター、居宅介護支援、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（各種介護予防サービスも含む。）

【研修内容(合計8時間)】

- ◇居宅介護支援事業所の管理者としての理念について
- ◇職員の採用・定着に向けた取組について
- ◇ICTやテレワーク・ネットワークの活用等
- ◇ハラスメント対策
- ◇職員のメンタルヘルス
- ◇事例から考える臨床倫理
- ◇職員のモチベーション維持について
- ◇多職種連携の技術を高める管理者のあり方
- ◇事業計画の立案から事業所の方針を学ぶ

カリキュラム詳細は、以下に記載のホームページにてご確認ください。

【申込について】

○募集期間

令和8年4月10日(金曜日)から5月15日(金曜日)まで

○申込方法

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会(CMAT)のホームページ内に記載している申込フォームよりお申込みください。

ホームページ: <https://cmat.jp/study/tokyo/management.html>

○費用

受講料無料

【研修実施について】

○研修実施方法

各自で研修動画を視聴していただく**オンデマンド研修**です。
会場集合やグループワークはありません。

○研修実施期間

令和8年6月1日(月曜日)から7月12日(日曜日)まで(予定)

※オンデマンド配信する動画を受講者それぞれのタイミングで各自パソコンやスマートフォン、タブレットから視聴していただきます。

※詳細は、受講決定時にご案内します。

【法定外研修としての位置付け】

本研修は、東京都主任介護支援専門員更新研修の受講要件(令和8年度研修においては、募集要項4(2)選択要件イ)において、毎年度4回以上受講することが求められている研修(以下「法定外研修」という。)に位置付けます。全9科目を修了した場合のみ修了証書を発行し、法定外研修4回分と位置付けます。

【お問合せ先】

○申込や受講決定などの研修実施に関すること

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会(CMAT)

電話:03-6261-7006

メールアドレス:mgmt@cmat.jp

ホームページ:<https://cmat.jp/study/tokyo/management.html>

○研修内容に関すること

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当

電話:03-5000-7556

○介護WITH事業所 インタビュー動画(全5本)公開しました！

お知らせ

東京都では、介護の仕事のイメージアップを図るため、「介護 WITH ○○」をコンセプトに、夢や趣味と介護の仕事を両立しながら働く職員を応援するとともに、そうした柔軟で魅力ある職場環境づくりに積極的に取り組む介護事業所を「介護 WITH 事業所」として選定・支援し、その取組を広く発信しています。このたび、実際に介護 WITH 事業所で働く職員の日々の業務や仕事ぶり、夢や趣味の活動の様子を取材したインタビュー動画を制作・公開しました。介護の仕事と職員の夢や趣味とが好循環を生み、それを支える事業所の取組と効果が認識できる魅力的な動画となっています。

また、それぞれの動画では、

- ・「なぜ夢や趣味と介護の仕事を両立し続けられているのか」
- ・「職場のどのような支援や工夫が、働く力になっているのか」

といった点について、

介護の現場で働く職員自身の言葉で、介護の仕事のやりがいや可能性を語っていただいています。

✔ 介護 WITH 総合格闘家

▶ <https://youtu.be/Bfzn-dOSREY>

✔ 介護 WITH フォトグラファー

▶ <https://youtu.be/UMRAyacaKRO>

✔ 介護 WITH ポケットビリヤード

▶ https://youtu.be/08GQX_ehiqU

✔ 介護 WITH 俳優

▶ <https://youtu.be/HbAmyylo8u0>

✔ 介護 WITH あなたの夢

▶ <https://youtu.be/AWv7IsTQAOY>



インタビュー記事も公開中

動画とあわせて、職員の想いや事業所の取組をより詳しく紹介したインタビュー記事も掲載しています。

▶ インタビュー記事一覧

<https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/kaigowith/interview/index.html>



介護 WITH プロジェクトとは

▶ 介護 WITH 特設サイト

<https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/kaigowith/index.html>

これらの動画・記事は、

介護の仕事の魅力や多様な働き方を伝え、業界全体の前向きなイメージを広げていくためのコンテンツです。ぜひ、皆さまの事業所における

- 採用活動
- 求職者・職員向けの情報発信
- 働きやすい職場づくり

などに、積極的にご活用ください。

【問合せ先】

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護人材担当

電話: 03-5000-7555

メールアドレス: S1140302@section.metro.tokyo.jp

○令和8年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和8年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



🔍 東京都訪問看護推進総合事業

<R8年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	5月29日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月17日(金) ※管理者等が管理者・指導者育成研修の「基礎実務コース」又は「経営安定コース」を修了していることが要件です。(R8年度修了可)
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	5月29日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月26日(金) ※具体的な採用見込みがなくても、今年度に補助金活用を希望する場合は申請してください。※管理者・指導者育成研修の「育成定着推進コース」修了者が事業所内に在籍していることが要件です。(R8年度修了可)
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション※都内 21 か所で実施 ■訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ■ステーションからの相談対応 ■勉強会や合同カンファレンス ■地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接お申込ください。 ※東京都訪問看護教育ステーションの指定数を増やすため、新しい教育ステーションの公募を行う予定となっております。詳細については東京都訪問看護推進総合事業のホームページにおいてお知らせいたします。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進コース 5月上旬に募集開始予定 (2)その他のコース 別途ご案内します。
	訪問看護ステーション協働育成支援事業	6月24日(水)
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。

訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご利用ください！

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターからのお願い

■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、または、早期に発見して被害の拡大を防ぐためには、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では地域包括支援センター、介護事業者はじめ、地域の高齢者見守りネットワークの関係者の方々に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい消費生活相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2026年4月1日から2027年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★
※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB」(下記)を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2026年4月1日から2027年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

[【高齢者見守り人材向け出前講座】](#) | [東京くらしWEB](#)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 協働連携事業担当

TEL: 03-3235-4167

■ 高齢者を見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い

消費生活センターをご活用ください！

消費生活センターは、消費者安全法に基づいて設置されている**行政機関**です。**相談は無料、秘密は厳守**されます。安心してご相談ください。

なお、ご相談は高齢者本人からでなくても構いません。「変だな？おかしいな？」と気付いたら、まずは見守っている方からご相談いただくことも可能です。

また、東京都消費生活総合センターでは「[高齢者の見守り](#)」のページで各自治体の取組や連携の事例などを紹介しています。ぜひご活用ください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/korei/mimamori/>

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331